資料２－１

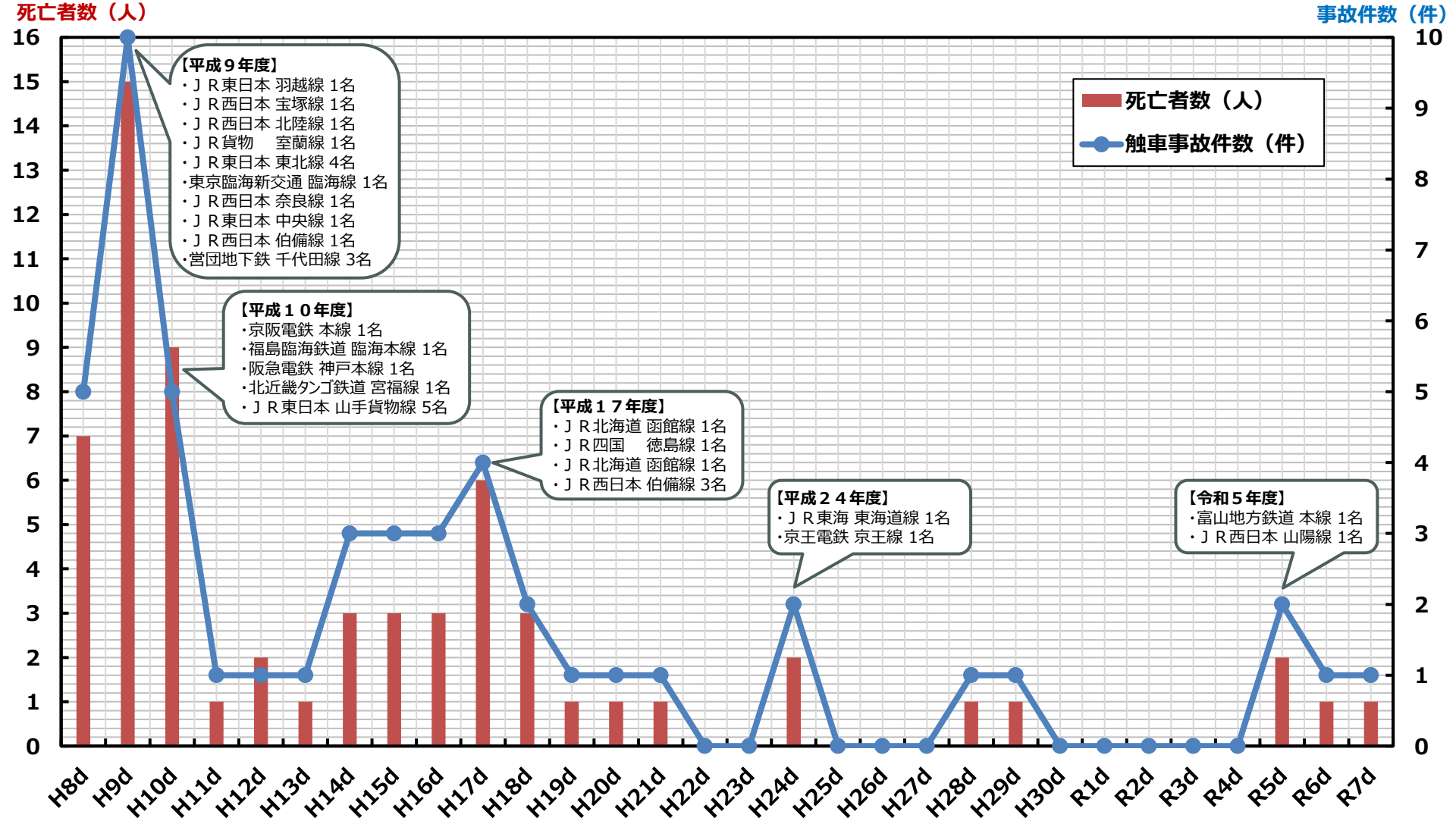
国土交通省における触車事故防止対策

国土交通省 鉄道局
安全監理官
令和8年10月

作業員の触車による死亡事故の推移

国土交通省

○ 過去30年の作業員の触車死亡事故は、平成9年度をピークとして、平成10年度以降は減少傾向。
○ 一方、令和5年度以降、毎年度死亡事故が発生しており、改めて触車事故防止対策の徹底が重要。



過去30年の触車死亡事故件数及び死亡者数

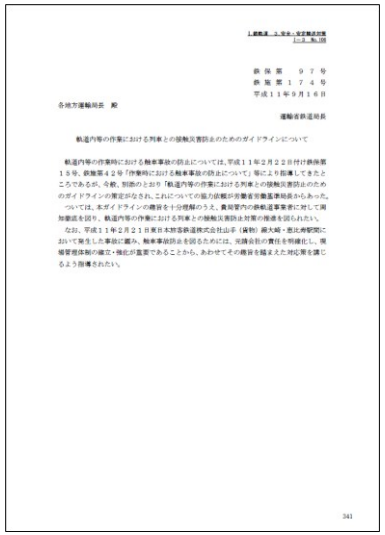
※ 鉄道事故等報告規則で定める鉄道人身障害事故の事故件数及び死亡者数を計上している。

鉄道局における触車事故防止に対するこれまでの対応

国土交通省

○ 1999年（平成11年）に「軌道内等の作業における列車との接触防止のためのガイドラインについて」を発出し、軌道内等の作業を行う事業者に触車事故防止対策を指導。
○ その他、触車事故やインシデントが発生した際は、都度、通達等にて運輸局等を通じて鉄軌道事業者へ当該事象を周知し、注意喚起を実施。

○ **軌道内等の作業における列車との接触防止のためのガイドラインについて**
（平成11年9月16日 鉄保第97号、鉄施第174号）



- 平成8～10年にかけて3年間で30人を超える死者が発生したこと等から、本ガイドラインを策定。
- 本ガイドラインにおいて、軌道内等の作業を行う事業者に対し、
 - ① 接触災害を防止するための計画の作成
 - ② 列車の運行状況等の確実な把握
 - ③ 適切な監視体制の確立
 - ④ 確実な待避の実施

 等、講ずるべき措置を示すとともに、これらを講ずる上で必要な事項を示している。

※ 2006年の鉄道事業法改正により鉄道事業者に作成・届出が義務付けられた安全管理規程において、「工事、保守等を行う場合の安全の確保に関する事項」として、工事等に伴う作業員等の触車防止に関する事項を記載することとされている。

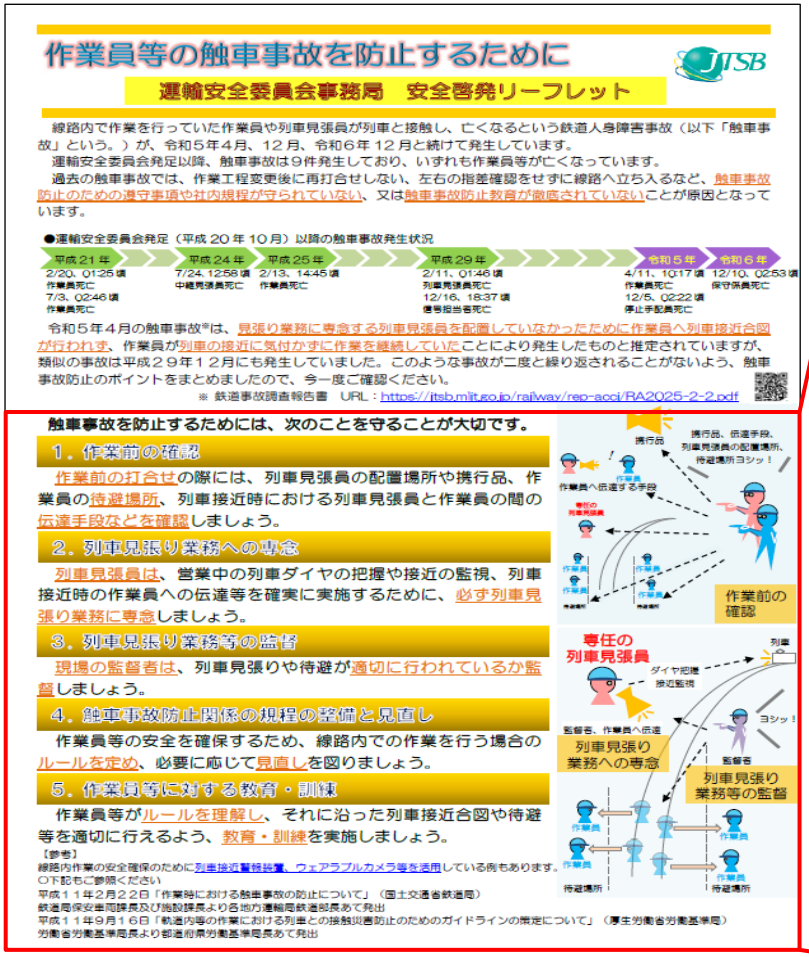
今般の事故を踏まえ、線路内作業時における安全管理体制に関する対策事例や教訓について情報共有及び意見交換を行い、再発防止に向けた対策の確実な実施を促進するため、本日、緊急鉄道保安連絡会議を開催。

運輸安全委員会における触車事故防止に関する安全啓発

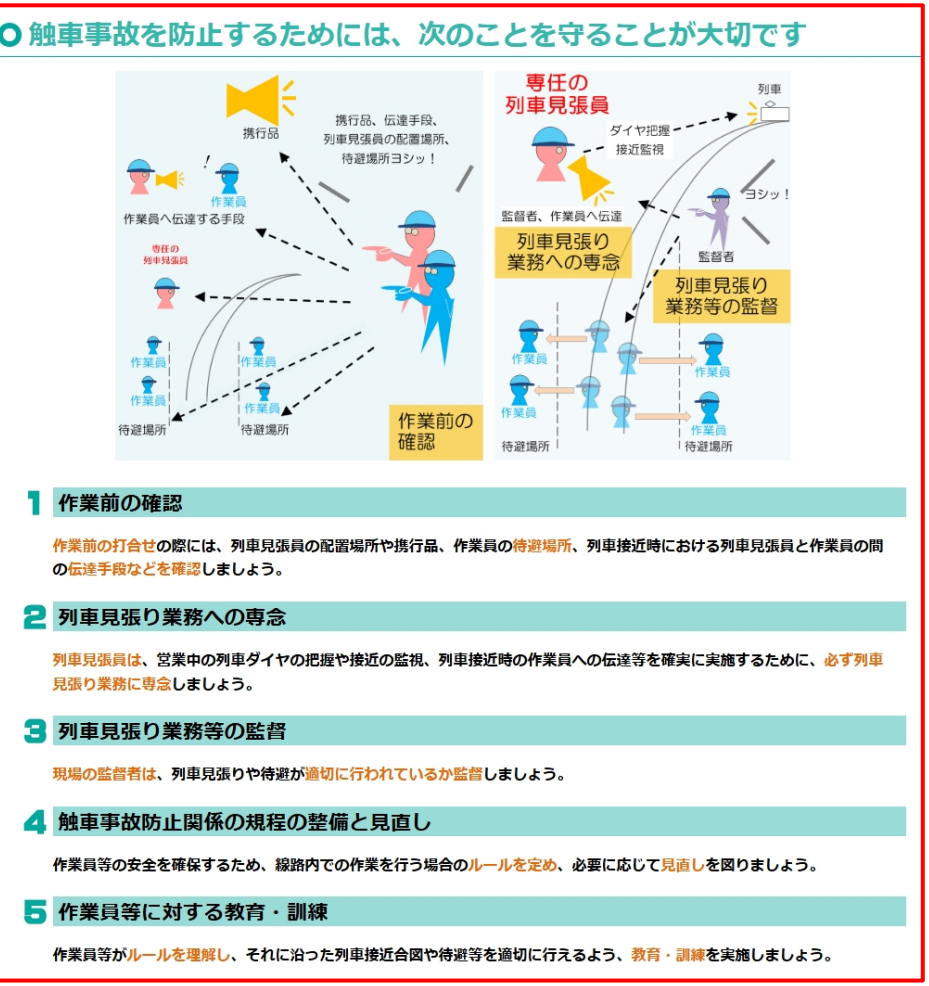
国土交通省

安全啓発リーフレット

◆運輸安全委員会は、触車事故の防止を図るため「安全啓発リーフレット」を作成し、HPにも掲載
（～作業員等の触車事故を防止するために～ https://jtsb.mlit.go.jp/guide/shokusha.html）
◆安全啓発リーフレットでは、過去に調査を行った触車事故の「主な原因」と「対策」を紹介
【主な原因】
①触車事故防止のための遵守事項や社内規程が守られていない
②触車事故防止教育が徹底されていない



対策



※内容は変えず、見やすいように体裁を調整しています